

「大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準」等の改正に係る
パブリックコメント（府民意見等の募集）結果について

1 改正の趣旨

「大阪府学校施設の複合化に係る私立学校及び私立幼稚園の設置認可等並びに学校法人の寄附行為の認可及び変更認可に関する審査基準（令和元年8月23日施行）」（以下、「施設の複合化基準」）において、私立幼稚園以外の学校種は賃借校舎における施設の複合化は認められていないが、専修学校・各種学校については、当該基準施行前より賃借校舎における複合化が認められていたものであるため、必要な修正を行うとともに、学校施設及び設備に関する諸規定について、所要の規定を整備する。

併せて、日本語教育機関（告示機関）でないが、専ら日本語教育を行う専修学校・各種学校の設置については、出入国管理及び難民認定法の趣旨を逸脱するものであることから、関係法令の遵守の観点からこれを認めない旨を明文化する。

【対象となる審査基準】

- ・「大阪府学校施設の複合化に係る私立学校及び私立幼稚園の設置認可等並びに学校法人の寄附行為の認可及び変更認可に関する審査基準」の改正
- ・「大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準」の改正
- ・「大阪府私立幼稚園の設置認可等に関する審査基準」の改正
- ・「大阪府私立小学校及び中学校の設置認可等に関する審査基準」の改正
- ・「大阪府私立中等教育学校の設置認可等に関する審査基準」の改正
- ・「大阪府私立全日制高等学校等の設置認可等に関する審査基準」の改正
- ・「大阪府私立通信制高等学校等の設置認可等に関する審査基準」の改正

2 改正の内容

(1) 「施設の複合化基準」について

専修学校・各種学校は施設の複合化基準4（賃借校舎における施設の複合化は認めない）の適用を受けないことを定め、併せて、私立幼稚園に関する規定の文言整備を行う。

(2) 大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準

専修学校・各種学校の設置者及びその設置運営する学校等の管理運営については、関係法令を遵守したものでなければならぬ旨を明文化し、新たに策定する「大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準解釈指針」において、専ら日本語教育を行う課程であって日本語教育機関として告示されていないものについては、専修学校・各種学校の課程としてはこれを認めない（既存の課程は以降の定員増加を認めない）旨を示す。

学校施設及び設備に関する諸規定について、次のとおり所要の規定を整備する。

- ア 教室に関する規定（審査基準第1の6（1）～（9））について
実態に即した規定に改めるとともに、施設の共用（専修学校設置基準第51条関係）に関する規定を整備する。また、これに伴う文言整備を行う（審査基準第2の1及び3、第3、第4）。
 - イ 校地校舎に関する規定（審査基準第1の7（1）～（4））について
1)自己所有、2)全体自己所有の区分使用、3)区分所有、4)賃借（国・地方公共団体等の財産を除く）の順に改め、併せて所要の文言整備を行う。
 - ウ 設置者の管理運営（審査基準第1の8（1））について
設置者及びその設置運営する学校等の管理運営にあたっては、関係法令等を遵守するよう明文化する。
 - エ 開校の時期に関する規定（審査基準第1の10）について
開校の時期に関する規定については、削除する。また、これに伴う文言整備を行う（審査基準第3）。
- (3) 他の学校種の設置認可等に関する審査基準
「専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準」の改正に係り、同様の規定を置く条文について改正を行う。

3 パブリックコメント（府民意見等の募集）結果について

(1) 意見募集対象項目

- 1【対象となる審査基準】のとおり

(2) 募集期間

令和2年10月15日（木）～11月16日（月）

(3) 募集結果

6件（うち意見の公表を望まないもの1件）

府民意見等の要旨と大阪府の考え方については別紙のとおり

4 大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準解釈指針（案）の修正について 別紙のとおり一部修正を行う

5 今後のスケジュール

大阪府私立学校審議会（令和2年12月定例会）において報告後速やかに審査基準を改正、施行予定